

議案第129号 令和5年度大津市国民健康保険事業特別会計

補正予算(第3号)について

それでは、議案第129号 令和5年度大津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

議案書9ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7千895万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ332億6千49万3千円とし、直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ954万2千円とするものです。

86ページをお願いします。

それでは、補正内容について令和5年度大津市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

まず、歳入です。

款1国民健康保険料は、国民健康保険事業費納付金の補正に伴う保

険料の補正です。

款3県支出金、項1県補助金、目2保険給付費等交付金、節(1)保険給付費等交付金(普通交付金)は、保険給付に必要な費用の補正に伴う滋賀県から交付を受ける交付金の補正です。

節(2)保険給付費等交付金(特別交付金)は、保健事業に従事する会計年度任用職員の雇用経費の補正に伴う滋賀県から交付を受ける交付金の補正です。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、国民健康保険事業に従事する正規職員の職員給与費及び会計年度任用職員の雇用経費の補正に伴う一般会計からの繰入金の補正です。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

88ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄1の常勤職員給与費は、国民健康保険事業に従事する正規職員の職員給与費にかかる補正です。説明欄2の管理運営事業費は、保険料の徴収業務や保健事業を除いた国民健康保険事業に従事する会計年度任用職員の雇用経費の補正です。

項2徴収費、目1滞納処分費は、保険料の徴収業務に従事する会計年度任用職員の雇用経費にかかる補正です。

款2保険給付費は、高額療養費の今後執行見込の精査による補正です。

款3国民健康保険事業費納付金の各項は、滋賀県が市町ごとに額を決定する事業費納付金について、当初予算編成時は国が示した仮係数を基に滋賀県が算定した費用を予算計上していたことから、今回、確定係数を基に算定された額に補正するものです。

款5保健事業費、項1保健事業費、目1疾病予防費、説明欄1の保健事業費は、保健事業に従事する会計年度任用職員の雇用経費にかかる補正です。説明欄2の特定健診・保健指導事業費は、特定健診・保健指導事業に従事する会計年度任用職員の雇用経費にかかる補正です。

96ページをお願いします。

続きまして、直営診療施設勘定について、ご説明申し上げます。

補正内容について令和5年度大津市国民健康保険事業特別会計(直営診療施設勘定)歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

まず、歳入です。

款4繰越金は、葛川診療所運営費の補正に伴う財源として、前年度からの繰越金を措置するものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

98ページをお願いします。

款1診療施設費、項1葛川診療所費、目1管理費、説明欄1の診療所運営費は、葛川診療所の医師の移送経費の追加及び診療所の看護師である会計年度任用職員の雇用経費にかかる補正です。

以上、議案第129号 令和5年度大津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の説明といたします。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。